

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																												
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p> 第1 (略)</p> <p> 第2 工事費</p> <p> 1 適用</p>																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用</td> <td>交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア ～ ク	(略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等を行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td>ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費の適用</td> <td>交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等を行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)	(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費の適用	交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア ～ ク	(略)	(略)
区 分	内 容																												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等を行う工事費を合計して算定します。																												
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)																												
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア ～ ク	(略)																								
	区 分	交換機等工事費等の適用																											
ア ～ ク	(略)																												
(略)																													
区 分	内 容																												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費、契約申込の承諾の日等を行う工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。																												
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、配線工事（配線経路構築工事及び配線保護工事は含みません。）、機器工事、工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ 削除 ウ (略)																												
(3) 交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費の適用	交換機等工事費、回線収容部工事費、回線終端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア ～ ク</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア ～ ク	(略)																								
	区 分	交換機等工事費等の適用																											
ア ～ ク	(略)																												
(略)																													

新旧対照

旧		新	
	ケ 配線保護工事費 (略)	ケ 配線保護工事費 (略)	コ 引込線等撤去工事費 IP通信網契約者からの請求により、メニュー5に係るIP通信網契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)
(6) 割増工事費の適用	<p>ア 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(I型の基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止に関する工事(その契約者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)であるものを除きます。)又は工事の着手等に関する工事(配線経路の調査に係るものに限ります。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行きましてほしい旨の申出があった場合(配線経路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円(税込価格 3,300円)を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	<p>ア 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約者からその契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目の変更、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(I型の基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止に関する工事(その契約者回線又はその端末設備の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円(税込価格 3,300円)であるものを除きます。)の工事の着手等に関する工事(配線経路の調査に係るものに限ります。)又は引込線等撤去工事を、土曜日、日曜日及び祝日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。)に行きましてほしい旨の申出があった場合(配線経路構築工事費及び配線保護工事費に係る工事の場合は、回線終端装置に関する工事の施工日に限ります。)であって、その申出を当社が承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円(税込価格 3,300円)を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	
(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア メニュー2-2(料金表第1表第1類第1の1(2)イの(コ)に規定する契約者回線の終端の場所をIP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。)、メニュー5、メニュー6</p>	<p>ア メニュー2-2(料金表第1表第1類第1の1(2)イの(コ)に規定する契約者回線の終端の場所をIP通信網契約者が指定する収容IP通信網サービス取扱所内において当社が指定する場合を除きます。)、メニュー5、メニュー6</p>	

新旧対照

旧		新	
	<p>ー 2 (その契約者回線の終端の場所が I P 通信網サービス取扱所内となるものを除きます。)、メニュー 6-7 又はメニュー 8 (契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定める I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限ります。)に係る契約者回線について、I P 通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその I P 通信網契約者が指定する時刻 (当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事 (交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき (その申出をした I P 通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1 の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 1 の者からの請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>		<p>ー 2 (その契約者回線の終端の場所が I P 通信網サービス取扱所内となるものを除きます。)、メニュー 6-7 又はメニュー 8 (契約者回線型サービスであって、契約者回線の終端の場所が、当社が別に定める I P 通信網サービス取扱所が所在する I P 通信網サービス区域内における収容エリア内の場合に限ります。)に係る契約者回線について、I P 通信網契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその I P 通信網契約者が指定する時刻 (当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。)に工事 (交換機等工事のみの場合を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合又は I P 通信網契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき (その申出をした I P 通信網契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。)は、1 の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合、移転を伴う I P 通信網契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>イ 1 の者からの請求により同時に 2 以上の工事を施工する場合は、それらの工事を 1 の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>
(7)の 2 工事の着手等に関する工事費の適用	(略)	(7)の 2 工事の着手等に関する工事費の適用	(略)
(7)の 3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア メニュー 5 (メニュー 5-1 におけるプラン 4-2 のもの及びプラン 5 のものを除きます。)に係る契約者回線について、I P 通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事 (交換機等工事のみの場合の工事、(6)欄のイに規定する場合の工事又は(7)欄に規定する場合の工事を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が</p>	(7)の 3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア メニュー 5 (メニュー 5-1 におけるプラン 4-2 のもの及びプラン 5 のものを除きます。)に係る契約者回線について、I P 通信網契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事 (交換機等工事のみの場合の工事、引込線等撤去工事、(6)欄のイに規定する場合の工事又は(7)欄に規定する場合の工事を除きます。)を行ってほしい旨の申出があった場合であっ</p>

新旧対照

旧		新	
	<p>承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格 22,000円)を加算して適用します。ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略) ウ (略)</p>		<p>て、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格 22,000円)を加算して適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略) ウ (略)</p>
(8) ～ (略) (12)	(略)	(8) ～ (略) (12)	(略)

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
 - (1) (略)
 - (2) (略)

2 工事費の額

- 2-1
- ～ (略)
- 2-4
- 2-5 メニュー5に関するもの
 - (1) (略)
 - (2) (略)
 - (3) 契約の解除に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
ア 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)
イ 引込線等 撤去工事費	(ア) メニュー5-1に係るもの	1 契約者回 線ごとに 4,500円 (税込価格 4,950円)
	(イ) メニュー5-2に係るもの	1 契約者回 線ごとに 2,500円 (税込価格 2,750円)

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年3月30日東経営第000200000806号） （実施期日）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 252 1713 279">1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 <p>（経過措置）</p> <ol style="list-style-type: none"><li data-bbox="1137 316 2027 367">2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧		新													
料金表		料金表													
通則 (略)		通則 (略)													
第1表 (略)		第1表 (略)													
第2表 工事に関する費用		第2表 工事に関する費用													
第1 工事費		第1 工事費													
1 適用		1 適用													
区分	内容	区分	内容												
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、配線保護工事費、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費、 <u>契約申込の承諾の日等に行う工事費及び引込線等撤去工事費</u> を合計して算定します。												
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、機器工事及び工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)	(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事、機器工事、 <u>工事の着手等に関する工事（工事の結果の報告に係るものに限ります。）及び引込線等撤去工事</u> に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)												
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費及び配線保護工事費は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カ 配線保護工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア～オ (略)	(略)	カ 配線保護工事費	(略)	(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、 <u>配線保護工事費及び引込線等撤去工事費</u> の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、配線経路構築工事費、 <u>配線保護工事費及び引込線等撤去工事費</u> は、次の場合に適用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア～オ (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>カ 配線保護工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	交換機等工事費等の適用	ア～オ (略)	(略)	カ 配線保護工事費	(略)
区分	交換機等工事費等の適用														
ア～オ (略)	(略)														
カ 配線保護工事費	(略)														
区分	交換機等工事費等の適用														
ア～オ (略)	(略)														
カ 配線保護工事費	(略)														

新旧対照

旧		新			
			<table border="1"> <tr> <td>キ 引込線等撤去工事費</td> <td>第1種契約者からの請求により、第1種契約の解除（移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事（以下「引込線等撤去工事」といいます。）を要する場合に適用します。</td> </tr> </table>	キ 引込線等撤去工事費	第1種契約者からの請求により、第1種契約の解除（移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事（以下「引込線等撤去工事」といいます。）を要する場合に適用します。
キ 引込線等撤去工事費	第1種契約者からの請求により、第1種契約の解除（移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。）に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去の工事（以下「引込線等撤去工事」といいます。）を要する場合に適用します。				
(4) (略)	(略)	(4) (略)	(略)		
(5) (略)	(略)	(5) (略)	(略)		
(6) 割増工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、第1種契約者からその契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が4,000円（税込価格 4,400円）であるものを除きます。）又は第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）又は工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）を土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格3,300円）を加算して適用します。</p>	(6) 割増工事費の適用	<p>ア (略)</p> <p>イ 当社は、第1種契約者からその契約者回線の設置若しくは品目等の変更に関する工事（その工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が4,000円（税込価格 4,400円）であるものを除きます。）又は第4種契約者からその契約者回線の設置に関する工事（その契約者回線の工事に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が3,000円（税込価格 3,300円）であるものを除きます。）<u>工事の着手等に関する工事（配線経路の調査に係るものに限ります。）又は引込線等撤去工事を、</u>土曜日、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日、1月3日及び12月29日から12月31日までの日をいいます。）に行つてほしい旨の申出があつた場合であつて、当社がその申出を承諾した場合、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに3,000円（税込価格3,300円）を加算して適用します。</p>		
(6)の2 (略)	(略)	(6)の2 (略)	(略)		

新旧対照

旧		新	
(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア 第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線について、その契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	(6)の3 契約申込の承諾の日等に行う工事費の適用	<p>ア 第1種サービス又は第4種サービスに係る契約者回線について、その契約者から契約申込又は工事を要する請求にあたって、その承諾を受ける日又はその翌日に工事（交換機等工事のみの場合の工事、<u>引込線等撤去工事</u>、時刻指定工事費を適用する場合の工事又は(6)欄のアに規定する場合の工事を除きます。）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、その申出を当社が承諾したときは、その工事に関する工事費の合計額に、1の工事ごとに20,000円(税込価格22,000円)を加算して適用します。</p> <p>ただし、当社の責に帰すべき事由によりその工事が完了しなかった場合は、この限りではありません。</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>
(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（<u>交換機等工事のみの場合を除きます。</u>）を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p><u>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</u></p> <p><u>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	(7) 時刻指定工事費の適用	<p>ア 第1種契約者、第2種契約者又は第4種契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限ります。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（<u>機器工事、回線終端装置工事、配線経路構築工事、配線保護工事又は引込線撤去工事（以下この欄において同じとします。）</u>）を行ってほしい旨の申出があった場合又は<u>契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合</u>であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p><u>ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合、移転を伴う契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

新旧対照

旧		新														
			<p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>													
(7)の2 ～ (略) (9)	(略)	(7)の2 ～ (略) (9)	(略)													
<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)</p>		<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 利用の一時中断に関する工事 (略)</p> <p>2-3 契約の解除に関する工事</p>														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単 位</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 基本工事費</td> <td>1の工事ごとに 基本額</td> <td>7,500円 (税込価格 8,250円)</td> </tr> <tr> <td>加算額</td> <td>3,500円 (税込価格 3,850円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 引込線等 撤去工事費</td> <td>ア イ以外の第1種サ ービスに係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに 4,500円 (税込価格 4,950円)</td> </tr> <tr> <td>イ 同一の契約者グル ープを設定して提供 する第1種サービス に係るもの</td> <td>1契約者回線ごとに 2,500円 (税込価格 2,750円)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分	単 位	工事費の額	(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)	(2) 引込線等 撤去工事費	ア イ以外の第1種サ ービスに係るもの	1契約者回線ごとに 4,500円 (税込価格 4,950円)	イ 同一の契約者グル ープを設定して提供 する第1種サービス に係るもの	1契約者回線ごとに 2,500円 (税込価格 2,750円)
区 分	単 位	工事費の額														
(1) 基本工事費	1の工事ごとに 基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)														
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)														
(2) 引込線等 撤去工事費	ア イ以外の第1種サ ービスに係るもの	1契約者回線ごとに 4,500円 (税込価格 4,950円)														
	イ 同一の契約者グル ープを設定して提供 する第1種サービス に係るもの	1契約者回線ごとに 2,500円 (税込価格 2,750円)														
		<p>附 則 (令和8年3月30日東経営第000200000806号) (実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>														

特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新																																		
<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p>	<p>料金表</p> <p>通則 (略)</p> <p>第1表 (略)</p> <p>第2表 工事に関する費用</p> <p>第1 工事費</p> <p>1 適用</p>																																		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 回線終端装置工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用</td> <td> <p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	<p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)	(4) (略)	(略)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td> <td>工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。</td> </tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td> <td> <p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p> </td> </tr> <tr> <td>(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費の適用</td> <td> <p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 引込線等撤去工事費</td> <td>光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>(4) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。	(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>	(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 引込線等撤去工事費</td> <td>光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)	ウ 引込線等撤去工事費	光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。	(4) (略)	(略)
区 分	内 容																																		
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費及び回線終端装置工事費を合計して算定します。																																		
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 回線終端装置工事に関する工事費の額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>																																		
(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	<p>交換機等工事費及び回線終端装置工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)																												
区 分	交換機等工事費等の適用																																		
ア 交換機等工事費	(略)																																		
イ 回線終端装置工事費	(略)																																		
(4) (略)	(略)																																		
区 分	内 容																																		
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、時刻指定工事費及び引込線等撤去工事費を合計して算定します。																																		
(2) 基本工事費の適用	<p>ア 基本工事費について、回線終端装置工事及び引込線等撤去工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円(税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。</p> <p>イ (略)</p>																																		
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費の適用	<p>交換機等工事費、回線終端装置工事費及び引込線等撤去工事費は、次の場合に適用します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 85%;">交換機等工事費等の適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 交換機等工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>イ 回線終端装置工事費</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>ウ 引込線等撤去工事費</td> <td>光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)	ウ 引込線等撤去工事費	光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。																										
区 分	交換機等工事費等の適用																																		
ア 交換機等工事費	(略)																																		
イ 回線終端装置工事費	(略)																																		
ウ 引込線等撤去工事費	光回線電話契約者からの請求により、光回線電話契約の解除(移転に伴うもの及び当社が別に定めるものを除きます。)に伴う引込線及び回線終端装置等の撤去の工事(以下「引込線等撤去工事」といいます。)を要する場合に適用します。																																		
(4) (略)	(略)																																		

新旧対照

旧		新									
(5) 割増工事費の適用	(略)	(5) 割増工事費の適用	(略)								
		(5)の2 時刻指定工事費の適用	<p>ア 光回線電話契約者又はワイヤレス固定電話契約者から時刻指定工事費を支払うことを条件にその契約者が指定する時刻（当社が別に定める時刻に限りませす。以下、「指定時刻」といいます。）に工事（回線終端装置工事又は引込線撤去工事（以下この欄において同じとします。）を行ってほしい旨の申出があった場合又は光回線電話契約の解除に伴う引込線、回線終端装置及び配線設備多重装置等の撤去を行う場合であって、当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着したとき（その申出をした契約者の責により当社が指定時刻にその工事を行う場所に到着できなかった場合を含みます。）は、1の指定する時刻ごとに次表に規定する額を適用します。</p> <p>ただし、当社の責めに帰すべき理由によりその工事が完了しなかった場合、移転を伴う契約の解除があった場合及び当社が別に定める理由による場合は、この限りではありません。</p> <table border="1" data-bbox="1400 746 2004 1024"> <thead> <tr> <th>指定時刻</th> <th>工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時から午後4時まで</td> <td>11,000円 (税込価格 12,100円)</td> </tr> <tr> <td>午後5時から午後9時まで</td> <td>18,000円 (税込価格 19,800円)</td> </tr> <tr> <td>午後10時から翌日の午前8時まで</td> <td>28,000円 (税込価格 30,800円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 1の者からの請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用します。</p> <p>ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する損害については、責任を負いません。</p>	指定時刻	工事費の額	午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)	午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)	午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)
指定時刻	工事費の額										
午前9時から午後4時まで	11,000円 (税込価格 12,100円)										
午後5時から午後9時まで	18,000円 (税込価格 19,800円)										
午後10時から翌日の午前8時まで	28,000円 (税込価格 30,800円)										
(6) 工事費の適用除外	(略)	(6) 工事費の適用除外	(略)								
(7) 工事費の減額適用	(略)	(7) 工事費の減額適用	(略)								

新旧対照

旧	新																		
<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)</p>	<p>2 工事費の額</p> <p>2-1 (略)</p> <p>2-2 利用の一時中断等に関する工事 (略)</p> <p>2-3 <u>契約の解除に関する工事</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">単 位</th> <th style="text-align: center;">工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) <u>基本工事費</u></td> <td style="text-align: center;">1の工事ごとに</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">基本額</td> <td style="text-align: right;">7,500円 (税込価格 8,250円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">加算額</td> <td style="text-align: right;">3,500円 (税込価格 3,850円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) <u>引込線等 撤去工事費</u></td> <td style="text-align: center;"><u>アイ以外のもの (戸建て)</u></td> <td style="text-align: center;">1契約者回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">4,500円 (税込価格 4,950円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>イ 当社が指定する同 一の構内又は建物内 に終端がある契約者 回線に係る光回線電 話契約者からなるグ ループを設定するも の(集合住宅)</u></td> <td style="text-align: center;">1契約者回線ごとに</td> <td style="text-align: right;">2,500円 (税込価格 2,750円)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	工事費の額	(1) <u>基本工事費</u>	1の工事ごとに		基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)		加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)	(2) <u>引込線等 撤去工事費</u>	<u>アイ以外のもの (戸建て)</u>	1契約者回線ごとに	4,500円 (税込価格 4,950円)	<u>イ 当社が指定する同 一の構内又は建物内 に終端がある契約者 回線に係る光回線電 話契約者からなるグ ループを設定するも の(集合住宅)</u>	1契約者回線ごとに	2,500円 (税込価格 2,750円)
区 分	単 位	工事費の額																	
(1) <u>基本工事費</u>	1の工事ごとに																		
	基本額	7,500円 (税込価格 8,250円)																	
	加算額	3,500円 (税込価格 3,850円)																	
(2) <u>引込線等 撤去工事費</u>	<u>アイ以外のもの (戸建て)</u>	1契約者回線ごとに	4,500円 (税込価格 4,950円)																
	<u>イ 当社が指定する同 一の構内又は建物内 に終端がある契約者 回線に係る光回線電 話契約者からなるグ ループを設定するも の(集合住宅)</u>	1契約者回線ごとに	2,500円 (税込価格 2,750円)																
	<p style="text-align: center;">附 則 (令和8年3月30日東経営第000200000806号)</p> <p>(実施期日)</p> <p>1 この改正規定は、令和8年4月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</p>																		